

## ジェットロ事業における社会的責任(SR)の位置付け

ジェットロ総務部総務課環境班

冷戦の終焉に伴う「平和の配当」で旧社会主義圏も包含した世界市場が成立(市場のグローバル化(地球大化)あるいは中国語でいうところの「全球化」)したのは1990年代初頭のことである。その結果、ここに真の意味での多国籍企業あるいは巨大世界企業が誕生する。これら巨大世界企業は、全世界を製品市場とし、全世界にサプライチェーンを張り巡らす、国という領域を越えて活動する存在である。

一方地理的、物理的に「領域」に縛られる国家は、規制緩和による構造改革を求める世論に押され、また多かれ少なかれ財政上の制約もあり、「大きな政府」から「小さな政府」を目指す方向にある。このように考える時、とりわけEUとその加盟国においてCSRという形で企業、特に大企業に対し、社会的貢献それも単なる法律遵守を超えた貢献を求める動きが出てきたのも、ごく自然なことと言ってよい。また、多くの巨大世界企業が自らのブランドを賭けて幅広くCSR活動に注力するのも、当然の企業戦略である。

ところで、アジア、特に1980年代後半以降のASEAN諸国や中国に目を向ければ、その輸出先導型成長、製造業製品輸出の顕著な増加を梃子にした急成長を担ったのは巨大世界企業も含めた外資系企業である。外資系企業による直接投資とこれによって作られた工場からの輸出の急拡大こそ東アジアが世界の工場となった最大の要因である。今日でも中国の輸出の6割が外資系企業によるものといわれている。近年のインド経済の著しい成長も1992年以降の規制緩和、開放政策の賜物という側面がある。

中国、インドを中心としてアジア諸国が謳歌している高度経済成長はとりわけ貧困緩和という視点からは歓迎すべき展開ではあるが、温暖化に象徴され地球環境問題の深刻化も今日の世界が直面している一方の現実である。

国の内外において企業による貿易、投資活動を促進することをその最大の使命とするジェットロは、自らが携わる事業活動に環境社会配慮を組み込むことで、今日様々な次元で求められている共生(symbiosis)の実現に資する必要がある。具体的には、4つに分類されるジェットロの貿易投資促進事業のそれぞれが潜在的に有するリスクにも目を向け、つまり環境や社会への配慮を行い、国の内外の法規、国際的に共有されている規範や枠組みに則ってその事業活動に取り組むことがその社会的責任(SR)である。

# ジェトロ貿易・投資促進事業の4分類と生じ得るリスク

## 貿易の促進

### Outbound

#### < 我が国中小企業等の輸出促進 >

生じ得るリスク

- ・有害化学物質や農薬を含む製品の輸出
- ・有害廃棄物の輸出
- ・輸出先における製品使用後の有害廃棄物発生



### Inbound

#### < 開発途上国との貿易取引の拡大等 >

生じ得るリスク

- ・地元輸出企業における汚染物質、有害廃棄物等の排出
- ・地元輸出企業における森林の不法伐採、動植物の生育環境破壊
- ・地元輸出企業における強制労働、児童労働



## 投資の促進

#### < 我が国中小企業等の海外進出支援 >

生じ得るリスク

- ・事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出
- ・用地取得に伴う非自発的な移転の発生
- ・動植物の生息環境の破壊
- ・強制労働、児童労働
- ・地元法律によって認められた労働者の権利不履行
- ・雇用における差別
- ・危険、非衛生的な職場での雇用
- ・サプライチェーンにおける汚染物質、有害廃棄物等の排出
- ・サプライチェーンにおける強制労働、児童労働の発生

#### < 対日投資の促進 >

生じ得るリスク

- ・バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入



# それぞれのリスクに応じた国際的な条約や枠組み

各分野において生じ得るリスク	国際的な条約、枠組み等
<b>1. Outbound 貿易の促進 &lt;我が国中小企業等の輸出促進&gt;</b>	
有害化学物質や農薬を含む製品の輸出	ロッテルダム条約、ストックホルム条約、国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準、EU-RoHS指令、EU-REACH
有害廃棄物の輸出	バーゼル条約、国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン
輸出先における製品使用後の有害廃棄物発生	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準、EU-WEEE指令
<b>2. Outbound 投資の促進 &lt;我が国中小企業等の海外進出支援&gt;</b>	
事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準
用地取得に伴う非自発的な移転の発生	国連グローバルコンパクト、IFCパフォーマンス基準
動植物の生息環境の破壊	生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約、IFCパフォーマンス基準
強制労働、児童労働	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO)、国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準
地元法律によって認められた労働者の権利不履行	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO)、国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準
雇用における差別	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO)、国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準
危険、非衛生的な職場での雇用	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO)、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準
サプライチェーンにおける汚染物質、有害廃棄物等の排出	ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準
サプライチェーンにおける強制労働、児童労働の発生	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO)、国連グローバルコンパクト、IFCパフォーマンス基準
<b>3. Inbound 貿易の促進 &lt;開発途上国との貿易取引の拡大等&gt;</b>	
地元輸出企業における汚染物質、有害廃棄物等の排出	ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準
地元輸出企業における森林不法伐採、動植物の生育環境破壊	生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準
地元輸出企業における強制労働、児童労働	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO)、国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準
<b>4. Inbound 投資の促進 &lt;対日投資の促進&gt;</b>	
バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入	カルタヘナ議定書